

# 食品表示法について（品質に関すること）

福島県相双農林事務所

## 第1 食品表示法及び食品表示基準の概要

### 1 食品表示法及び食品表示基準の概要

食品の表示については、かつては食品衛生法（昭和22年法律第233号）、JAS法（昭和25年法律第175号）及び健康増進法（平成14年法103号）の3法がありました。しかし、目的が異なる3つの法律にそれぞれルールが定められていたために、制度が複雑で分かりにくいものになっていました。

法律	目的	関連する表示事項
食品衛生法	衛生上の危害発生防止	アレルギー表示、期限表示等
JAS法	品質に関する適正な表示	原材料、原産地、内容量等
健康増進法	国民の健康の増進	栄養表示等

食品表示法（平成25年法律第70号）は、上記3法の食品の表示に関する規定を統合し、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設するものとして策定されたものです。

法律の目的が統一されたことにより、整合性の取れたルールの策定が可能となったことから、消費者、事業者の双方にとって分かりやすい表示制度の実現が可能となりました。

具体的な表示のルールは、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に定められていて、食品の製造者、加工者、輸入者又は販売者に対しては、食品表示基準の遵守が義務付けられています。なお、食品表示基準は、これまで上記3法の下に定められていた58本の表示の基準を統合したものです。

## 第2 表示事項・表示例（品質に関することについて）

### 1 生鮮食品の表示

#### （1）農産物

農産物・・・米穀、麦類、雑穀、豆類、野菜、果実 など

※ 加工食品になる例

- ・加熱処理等を行った場合（タケノコ水煮、ふき水煮、水煮のわらび・ゼンマイ など）
- ・日干し等の乾燥を行った場合（乾しいたけ、干しぶどう など）

\* 表示事項

主な表示項目	表示する内容
名 称	その内容を表す一般的な名称を表示する。 ※ 商品名ではないことに注意
原産地	国産品：都道府県名 または 市町村名 輸入品：原産国名

\* 食品の特性に応じて表示が必要な事項（一例）

- ・玄米、精米 → 名称、原料玄米、内容量、精米時期、販売者 など
- ・しいたけ → 栽培方法（菌床、原木など）

#### （2）畜産物

畜産物・・・食肉、乳、食用鳥卵 など

※ 加工食品になる例

- ・調味した場合（焼肉のタレに漬けた味付けカルビ、生姜焼きのタレをかけた豚肉 など）
- ・衣を付けた場合（豚カツ用の豚肉、唐揚げ用鶏肉 など）
- ・表面をあぶった場合（牛たたき など）

\* 表示事項

主な表示項目	表示する内容
名 称	その内容を表す一般的な名称を表示する。 ※ 商品名ではないことに注意
原産地	国産品：国産である旨 または 主たる飼養 地が属する都道府県名 輸入品：原産国名

※ 生乳、生山羊乳、生めん羊乳は、生乳、生山羊乳及び生めん羊乳である旨の表示が必要

### (3) 水産物

水産物・・・魚類、貝類、水産動物類、海産ほ乳動物類、海藻類 など

※ 加工食品になる例

- ・加熱処理等を行った場合（むき身あさり（加熱）、ゆで海老、蒸したこ、うなぎ蒲焼きなど）
- ・塩蔵等を行った場合（いくらしょうゆ漬け、塩たらこ、塩蔵わかめ（塩抜き含む） など）
- ・水分調整等の目的で日干し等の乾燥を行った場合（ひもの）
- ・酢等で加工した場合（しめさば など）

\* 表示事項

主な表示項目	表示する内容
名 称	その内容を表す一般的な名称を表示する。 ※ 商品名ではないことに注意
原産地	国産品：水域名 または 地域名 または 水揚げした港が属する都道府県名 輸入品：原産国名

※ 凍結させたものを解凍したものである場合には解凍した旨、養殖されたものである場合には養殖された旨の表示が必要

## 2 加工食品の表示

### (1) 加工食品の表示の概要

加工食品・・・麦類、粉類、でん粉、野菜加工品、果実加工品、茶・コーヒー・ココアの調製品、香辛料、めん・パン類、穀類加工品、菓子類、豆類の調整品、砂糖類、その他の農産加工食品、食肉製品、酪農製品、加工卵製品、その他の畜産加工食品、加工魚介類、加工海藻類、その他の水産加工食品、調味料・スープ、食用油脂、調理食品、その他の加工食品、飲料等

※容器包装に入れられたものが対象

#### \* 表示事項

主な表示項目	表示する内容
①名 称	その内容を表す一般的な名称を表示する。 ※ 商品名ではないことに注意
②原材料名 (アレルギー等)	食品添加物以外の原材料について、原材料に占める重量の割合の高いものから順にその最も一般的な名称を表示する。
③添加物 (アレルギー)	添加物について、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、定められた表示方法で表示する。 なお、原材料と添加物の区分を明確に分ける（斜線を引いたり、改行したり、罫線を引くなど）ことで添加物の欄を設けずに原材料名欄に添加物を表示することも認められている。
④原料原産地名	原材料が国産品である場合は「国産である旨」を、輸入品である場合は「原産国名」を表示する。
⑤内容量	内容重量、内容体積、内容数量等を表示する。 内容重量はグラム又はキログラム単位で、内容体積はミリリットル又はリットル単位で、内容数量は個数等の単位で、単位を明記して表示する。
⑥期限表示	消費期限又は賞味期限を表示する。
⑦保存方法	開封前の保存方法を、食品の特性に応じて表示する。
⑧原産国名	輸入品の場合、輸入した原産国名を表示する。
⑨表示責任者	表示内容に責任を有する者の氏名及び住所を表示する。

⑩製造所等	製造者（加工者）の氏名及び製造所（加工所）の所在地を表示する。輸入品の場合は、輸入者の氏名及び営業所の所在地を表示する。 なお、製造者の氏名及び製造所所在地が表示責任者の氏名や住所と同一の場合は、製造者（加工者）又は製造所（加工所）所在地の表示を省略することができる。
⑪栄養成分表示	熱量（エネルギー）、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量を表示する。

### ○間違いの多い表示例

〈表示例①〉「名称」でその内容を表す一般的な名称を表示していないもの



【誤表示】

名称	激辛キムチ
----	-------



【正しい表示】

名称	農産物キムチ
----	--------

### ☆ポイント☆

- ・表示をしようとする食品の内容を表す一般的な名称を表示します。
- ・商品名を名称として表示する場合、商品名がその内容を表す一般的な名称であれば、名称に使用することは可能です。また、名称に括弧をつけて商品名を併記することについても、併記することにより、名称を誤認させるものでなければ、差し支えありません。

〈表示例②〉 原材料の表示順を、重量の割合の高いものから順に表示していないもの

※ この例での重量の割合 白桃＞砂糖＞ゲル化剤＞酸味料＞酸化防止剤



【誤表示】

名称	ももジャム
原材料名	砂糖、白桃（国産）／酸化防止剤、酸味料、ゲル化剤



【正しい表示】


名称	ももジャム
原材料名	白桃（国産）、砂糖／ゲル化剤、酸味料、酸化防止剤

☆ポイント☆

- ・原材料に占める重量の割合の高いものから順に、一般的な名称をもって表示します。


〈表示例③〉 原材料と添加物を明確に区分して表示していないもの

【誤表示】




名称	飴菓子
原材料名	砂糖（国内製造）、水飴、りんご果汁、酸味料、香料

【正しい表示①】




名称	飴菓子
原材料名	砂糖（国内製造）、水飴、りんご果汁／酸味料、香料

【正しい表示②】



名称	飴菓子
原材料名	砂糖（国内製造）、水飴、りんご果汁 酸味料、香料

【正しい表示③】



名称	飴菓子
原材料名	砂糖（国内製造）、水飴、りんご果汁 酸味料、香料

☆ポイント☆

- ・添加物については事項欄を設けずに、原材料名の欄に原材料名と明確に区別して表示することができます。
- ・添加物の事項欄を設けずに原材料名と区分して表示する方法については、次の方法があります。
  - ①原材料と添加物を記号（／）で区分して表示する。
  - ②原材料と添加物を改行して表示する。
  - ③原材料と添加物を別欄に表示する。

## (2) 複合原材料の分割表示

複合原材料・・・2種類以上の原材料からなる原材料のこと

(例) ココア調整品、加糖卵黄、もち米粉調整品 など

\* 複合原材料表示による表示

複合原材料の名称の次に括弧をつけて、構成される原材料を重量順に記載

\* 分割して表示する場合

単に混合しただけなど性質や状態に大きな変化がない場合は構成する原材料を分割して表示することが可能

### 〈表示例①〉 分割表示可能 (「ココア調整品」を仕入れ、製造したクッキーの例)

※ この例での「ココア調整品」は、砂糖、ココアパウダー、アーモンドパウダー、食塩を混合したもので、かつ、アーモンドパウダーと食塩は複合原材料に占める重量割合が5%未満であるとする。

#### 【複合原材料表示による表示】

原材料名	小麦粉 (国内製造)、 <b>ココア調整品 (砂糖、ココアパウダー、その他)</b> 、バター、鶏卵
------	--

#### 【分割して表示する場合】

原材料名	小麦粉 (国内製造)、バター、 <b>砂糖</b> 、鶏卵、 <b>ココアパウダー</b> 、 <b>アーモンドパウダー</b> 、 <b>食塩</b>
------	--

### 〈表示例②〉 分割表示可能 (「加糖卵黄」を仕入れ、製造したパウンドケーキの例)

※ この例での「加糖卵黄」は、卵黄、砂糖を混合したものであるとする。

#### 【複合原材料表示による表示】

原材料名	<b>加糖卵黄 (卵黄 (卵を含む)、砂糖)</b> (国内製造)、小麦粉、バター、レーズン
------	--

#### 【分割して表示する場合】

原材料名	小麦粉 (国内製造)、バター、 <b>卵黄 (卵を含む)</b> 、 <b>砂糖</b> 、レーズン
------	--

〈表示例③〉 分割できない（「皮」「つぶあん」を仕入れ、製造したどらやきの例）

※ この例での「皮」は、卵、小麦粉、砂糖を混合したものであるとする。

この例での「つぶあん」は、砂糖、小豆、水あめ、寒天を混合したものであるとする。

【誤表示】



原材料名	砂糖（国内製造）、卵、小麦粉、小豆、水あめ、寒天／膨張剤
------	------------------------------

【正しい表示】



原材料名	皮（卵、小麦粉、砂糖）（国内製造）、つぶあん（砂糖、小豆、水あめ、寒天）／膨張剤
------	--

☆ポイント☆

- ・「皮」や「つぶあん」は単に混合しただけの複合原材料とはいえないため、分割して表示することはできません。
- ・「皮」と「つぶあん」ではなく、「砂糖」、「卵」などから仕入れてどらやきを製造した場合は、上の表示例が適正な表示になります。

### （３）原料原産地表示制度

原料原産地表示を商品選択に利用している消費者が多いことに鑑み、平成 29 年 9 月 1 日に食品表示基準が改正され、国内で製造した全ての加工食品を対象に原料原産地制度が義務づけられました。なお、輸入品は原産国名の表示が必要です。

#### ○原料原産地表示の対象となる原材料

原則として製品に占める重量割合上位 1 位の原材料

#### ○個別 5 品目および 22 食品群

食品表示基準別表第 15 の 1 に掲げる「22 食品群」と「5 品目」は個別に原料原産地の規定が設けられています。



- ・22 食品群については原材料に占める重量の割合 50%以上を占めるものが国産品の場合は国産である旨を、輸入品の場合は原産国名を表示します。

〈22 食品群〉

- 1 乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実
- 2 塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実
- 3 ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん
- 4 異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの
- 5 緑茶及び緑茶飲料
- 6 もち
- 7 いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類
- 8 黒糖及び黒糖加工品
- 9 こんにゃく
- 10 調味した食肉
- 11 ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵
- 12 表面をあぶった食肉
- 13 フライ種として衣を付けた食肉
- 14 合挽肉その他異種混合した食肉
- 15 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類
- 16 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類
- 17 調味した魚介類及び海藻類
- 18 こんぶ巻
- 19 ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類
- 20 表面をあぶった魚介類
- 21 フライ種として衣をつけた魚介類
- 22 4又は14に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの

- ・個別 5 品目については個別に定める表示方法により原料原産地名を表示します。

〈個別 5 品目〉

- 1 農産物漬物 → 重量割合上位 4 位（内容重量が 300g 以下のものは上位 3 位）かつ 5 %以上の原材料
- 2 野菜冷凍食品 → 重量割合上位 3 位かつ 5 %以上の原材料
- 3 うなぎ加工品 → うなぎ
- 4 かつお削りぶし → かつおのぶし
- 5 おにぎり → のり

\*表示方法

### ①国別重量順表示

(a) 対象原材料が生鮮食品の場合

対象原材料が国産品の場合には「国産である旨」を、輸入品の場合には「原産国名」を表示します。なお、原産地の原材料が2か国以上ある場合は、重量割合の高いものから順に国名を表示します

〈表示例①〉

名 称	ポークソーセージ (ウインナー)
原材料名	豚肉 (国産)、豚脂肪、…

〈表示例②〉

名 称	ポークソーセージ (ウインナー)
原材料名	豚肉 (アメリカ、カナダ)、豚脂肪、…

(b) 対象原材料が加工食品の場合

対象原材料が国産品の場合には「国内製造」と、輸入品の場合には「○○製造」と表示します(○○は原産国名)。なお、対象原材料の生鮮原材料の産地が判明している場合には、「○○製造」の表示に代えて、その産地を表示することができます。

〈表示例①〉

名 称	チョコレートケーキ
原材料名	チョコレート (ベルギー製造)、小麦粉、…

〈表示例②〉

名 称	チョコレートケーキ
原材料名	チョコレート (カカオ豆 (ガーナ、インドネシア)、砂糖、…)、小麦粉、…

### ②又は表示

原産地として使用可能性がある複数国を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法です。過去の使用実績等に基づき表示します。

※ 国別重量順表示が困難な場合で、根拠書類の保管が条件

〈表示例〉

名 称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉（ <b>アメリカ又はカナダ</b> ）、豚脂肪・・・
	※ 豚肉の産地は、令和〇年の使用実績順

### ③大括り表示

3か国以上の外国の原産地表示を「輸入」と括って表示する方法です。なお、輸入品と国産品を混合して使用する場合には、輸入品と国産品との間で、重量割合の高いものから順に表示します。

※ 国別重量順表示が困難な場合で、根拠書類の保管が条件

〈表示例〉

名 称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉（ <b>輸入</b> ）、豚脂肪、・・・

### ④大括り表示＋又は表示

過去の使用実績等に基づき、3か国以上の外国の原産地表示を「輸入」と括って表示した上で、「輸入」と「国産」を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に、「又は」でつないで表示する方法です。

※ 大括り表示のみでは表示が困難な場合で、根拠書類の保管が条件

〈表示例〉

名 称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉（ <b>輸入又は国産</b> ）、豚脂肪、・・・
	※ 豚肉の産地は、令和〇年の使用実績順

## 【よくあるお問い合わせ】

Q 次のものは生鮮食品と加工食品のどちらですか。

- ①単品の野菜を単に切断したもの（カット野菜）
- ②複数の野菜を切断したうえで混ぜ合わせたもの（サラダミックス、炒め物ミックス）

- A ①単品の野菜を単に切断したものは生鮮食品に該当します。  
②複数の野菜を混ぜ合わせたものは、それ自身が一つの製品（調理された食品）であることから、加工食品に該当します。

Q 「容器包装に入れられた加工食品」の定義とは何ですか。また、加工食品であっても、容器包装せずにばら売りするなどの場合は、表示はしなくてよいのですか。

- A 「容器包装に入れられた加工食品」とは、加工食品を容器包装しているもので、そのままの状態ですべて消費者に引き渡せるものをいいます。また、業務用加工食品を除く容器包装に入れられていない加工食品を販売する場合には食品表示基準は適用されません。

Q 店頭において、客の求めに応じ個々に表示されている食品を詰め合わせした場合の外装である化粧箱等について、さらにこの化粧箱等にも表示をする必要がありますか。

- A 個々の容器包装に表示してある食品を、客の求めに応じて箱等に入れて販売する場合の箱等には表示をしなくても差し支えありません。

Q 複数の加工食品により構成される製品の原材料の表示方法を教えてください。

- A 納豆、添付たれ及び添付からしで構成される納豆製品のような複数の加工食品により構成される製品について、この製品に使用した原材料及び添加物を、加工食品ごとにまとめて表示することができます。

ます。なお、原材料名の表示について、別途、原材料名の表示方法が規定されている食品については、これらの規定に従い表示します。

\*「納豆＋添付たれ＋添付からし」からなる納豆製品の場合

〈表示例①〉

原材料名	<b>納豆</b> （大豆、納豆菌）、 <b>添付たれ</b> （植物性たん白分解物（大豆を含む）、砂糖、しょうゆ（大豆・小麦を含む）、食塩、醸造酢、昆布エキス）、 <b>添付からし</b> （からし、食塩、醸造酢）
添加物	<b>添付たれ</b> （調味料（アミノ酸等）、アルコール、ビタミンB 1）、 <b>添付からし</b> （酸味料、着色料（うこん）、増粘多糖類、香料）

〈表示例②〉

原材料名	【 納 豆 】 大豆、納豆菌 【 添付たれ 】 植物性たん白分解物（大豆を含む）、砂糖、しょうゆ（大豆・小麦を含む）、食塩、醸造酢、昆布エキス 【 添付からし 】 からし、食塩、醸造酢
添加物	【 添付たれ 】 調味料（アミノ酸等）、アルコール、ビタミンB 1 【 添付からし 】 酸味料、着色料（うこん）、増粘多糖類、香料

Q 袋詰めされた精米の具体的な表示例を教えてください

A 表示すべき事項は、①名称、②原料玄米、③内容量、④精米時期、⑤食品関連事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号です。具体的には定められた様式（食品表示基準別記様式4）に基づき表示します。

①名称は、「玄米」、「もち精米」、「精米（またはうるち精米）」、「胚芽精米」の中からその内容を表す名称を表示します。

②原料玄米は、

(a) 産地、品種及び産年が同一であり、かつ、その根拠を示す資料を保管している原料玄米については、「単一原料米」と表示し、その産地、品種及び産年を併記します。

この場合における産地は、国産品にあつては都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあつては原産国名又は一般に知られている地名を表示します。

名 称	精 米		
原料玄米	産 地	品 種	産 年
	単一原料米 福島県産 コシヒカリ 令和4年産		
内 容 量	10kg		
精米時期	令和4年10月上旬		
販 売 者	〇〇米穀株式会社 福島県南相馬市△△□□ 0244-〇〇-〇〇〇〇		

(b) (a)に該当しない原料玄米を用いる場合は、「複数原料米」等原料玄米の産地、品種及び産年が同一でない旨を表示し、その産地及び使用割合を併記します。その場合には、国産品及び輸入品の原産国ごとに使用割合の高い順に表示します

原料玄米	産 地	品 種	産 年	使用割合
	複数原料米 国内産			10割

(c) (b)の場合で産地、品種又は産年を表示したい場合は、その根拠を示す資料を保管すれば、(b)の表示の「原産国名及び使用割合」の次に括弧を付して産地、品種又は産年を使用割合と併せて表示することができます。

なお、産地、品種及び産年の一部を表示する場合にあつては、表示する全ての原料玄米について原産国ごとに表示項目をそろえて表示してください。

原料玄米	産 地	品 種	産 年	使用割合
	複数原料米 国内産			10割
	〔 〇〇県	令和4年産	6割	〕
	〔 〇〇県	令和4年産	4割	

Q 特色のある原材料を使用した場合、必ず使用割合を表示しなければならないのですか。

A 割合表示が必要となるのは、特色のある原材料を使用したことを強調して表示する場合です。特色のある原材料を使用しているにもかかわらず、そのことを表示しないのであれば割合表示を行う必要はありません。

具体的には、特色のある原材料（〇〇）を使用して、

- ① 製品表面などに「〇〇使用」、「〇〇入り」のように、特色のある原材料を強調して表示する場合
- ② 製品の名称が特色のある原材料を使用した旨を示すものである場合
- ③ 「〇〇を使用し、…」のように説明書きなどで特色ある原材料を使用した旨を表示する場合
- ④ 一括表示部分の原材料名として「うち米（〇〇）、…」のように表示する場合

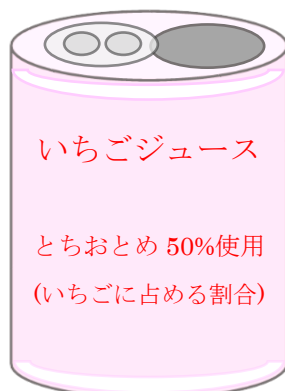
には、〇〇の使用割合を明示することが必要です。

また、同種の原材料中における使用割合が 100%である場合には、割合の表示を省略することが可能です。

※特色のある原材料の例：三陸産わかめ、有機小麦粉、コシヒカリ、宇治茶 など

\* 使用している苺のうち、とちおとめを 50%使用している苺ジュースの場合

〈表示例①〉強調表示部分において割合を表示



名称	いちごジュース（ストレート）
原材料名	いちご（国産）
内容量	200g
賞味期限	令和 5 年 9 月 11 日
保存方法	要冷蔵（10℃以下）
製造者	相双農林株式会社 福島県南相馬市原町区錦町 1 丁目 30 番地

〈表示例②〉一括表示部分の原材料名欄において割合を表示

名称	いちごジュース（ストレート）
原材料名	いちご（とちおとめ 50%）
原料原産地名	国産（いちご）
内容量	200g
賞味期限	令和 5 年 9 月 11 日
保存方法	要冷蔵（10℃以下）
製造者	相双農林株式会社 福島県南相馬市原町区錦町 1 丁目 30 番地

お問い合わせ先（品質に関すること）

福島県相双農林事務所 企画部 0244-26-1155